



「電子タバコ用充填物及び電子タバコカートリッジ」事件
(知財高判令和7年4月10日 令和6年(ネ)第10074号¹⁾)
原審(東京地裁令和5年(ワ)第70407号²⁾)

概要

(1) 特許権侵害訴訟において、本件発明の「切込み」の解釈が争点となった事例。
(2) 裁判所は、本件発明の「切込み」は、刃物を用いて人為的・能動的に「切り目」ないし「切れ目」が形成された構造ないし状態を意味し、捲縮加工工程における捲縮条件を制御することにより形成された筋状部分はこれにあたらないとして、被告製品の構成要件充足性を否定した(原判決を支持)。

対象特許(特許第6815560号³⁾)

【請求項1】

シート状部材を有して構成され、
電子タバコの長手方向を第1方向としたとき、前記シート状部材に前記第1方向に沿って切込みが形成され、
前記切込みは、前記シート状部材の一の表面に前記シート状部材を貫通しない深さで形成されている電子タバコ用充填物。

【発明の効果】

【0018】

本発明によれば、高品質の電子タバコ用充填物及び電子タバコに好適な充填物及び電子タバコカートリッジを提供することができる。具体的には、充填物の脱落を防止することができ、電子タバコカートリッジを使用する際、切込み部が気流方向を誘導する空気の均一な通路となり、吸い心地を安定させる。

争点

被告製品における「たばこスティック(ロッド)の長手方向に沿ってたばこ基体の表面に略平行に3本形成された筋状部分」は本件発明の「第1方向に沿って形成された切込み」(構成要件B)に該当するか。

結論

被告製品の「筋状部分」は、捲縮加工工程における捲縮条件を制御することにより形成されたものであり、刃物によって形成されたものではないから、被告製品は構成要件Bを充足しない。

控訴人(特許権者)の主張(原審判決・控訴審判決より抜粋)

「切込み」の辞書的な意味として、「物の一部分だけに深く切り目を入れること。」というものがある。「切り目」とは「裂けたり、ぎざぎざになったり、刻み込まれたりしている所。続いて並んでいたり、連続したりしているものが途絶える所。」との意味を有する。したがって、「切込み」は、物の一部分だけに形成された、裂けたり、ぎざぎざになったり、刻み込まれたりしているところ(状態)を意味するものであり、辞書に記載された意味を参酌しても、刃物で形成されたものに限られない。

本件特許発明は、「切込み」の長さ・間隔・形状・深さ・シートにおける位置や配置・深

¹ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=6344

² https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=93589

³ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/PU/JP-6815560/15/ja>

さ等について規定しておらず、「貫通しない深さ」であることしか規定されていない。「切込み」は、刃物でなければ制御できないということはない。また、本件特許発明における「切込み」の効果は、「充填物の落下を防止することができ、…切込み部が気流方向を誘導する空気の均一な通路となり、吸い心地を安定させる。」というものであるところ、このような効果は、刃物で形成した「切込み」の形状でないと奏しないということもない。さらに、「切込み」と捲縮は、捲縮されたものであれば「切込み」は存在しないというような排反の関係ではない。

辞書上の記載によれば、「切込み」は、「切目」(きれ-め、きり-め)と同義の名词であり、「切れたところ」を意味するものと解される。「切れたところ」が形成される対象物の材質や形状等は様々であり、刃物を用いなくても「切れたところ」が形成される場合があることは自明である。

裁判所の判断

(原判決より)

特許請求の範囲の記載自体によっては、「切込み」(構成要件B)の形成手段等は必ずしも明らかではないものの、「切込み」及びこれを動詞化した「切り込む」という単語の辞書的意義によれば、「切込み」とは、刃物を用いて人為的・能動的に「切り目」ないし「切れ目」が形成された構造ないし状態を意味するものと理解される。このような理解は、本件明細書の記載において、「切込み」の形成手段につき刃物が例示される一方で、その他の形成手段に関する記載ないし示唆は見当たらないこと、本件特許発明の効果との関係でも、「切込み」の形成は人為的・能動的に制御されることが想定されているとみられることと整合する。

以上によれば、「切込み」(構成要件B)とは、刃物でシート状部材の表面を切ることにより形成された、切れている部分をいうものと解するのが相当である。

(控訴審判決より)

各種辞書の「切込み」に関連する事項の記載は、…控訴人が主張するとおりであるが、「切込み」については、切り込む(ア)、(イ)、「切り目を入れる」(ウ)、「切る」(エ)という能動的な行為が想定され、さらに、それが刃物によることを明示する例が複数存在する(イ)、(エ)。また、「切目」(きれ-め)と、「切目」(きり-め)を比較すると、後者が、より「切る」行為と結び付けられているところ、「切込み」について参照されているのは「切目」(きり-め)の方である(ア)、(ウ)。このようなところからすれば、各種辞書の記載から、「切込み」とは、刃物を用いて人為的・能動的に「切り目」ないし「切れ目」が形成された構造ないし状態を意味するとした原判決の説示は、相当なものである。

まとめ

特許権者が主張したように、「気流方向を誘導する空気の均一な通路となり、吸い心地を安定させる」という効果は、「切込み」の形成過程によらず、すなわち、人為的・能動的な制御を伴って形成されたか否かに関わらず生じ得ると考えられる。

他方、構造的な構成要素であっても、本件の「切込み」のように、その形成過程を想起させ得る文言が用いられることがある。本件の結論からみた結果論ではあるが、たとえば、「切込み」に代えて「切目」、「切れている部分」などの他の文言を用いる、発明の詳細な説明において「『刃物により切る』という能動的な行為により形成されたものに限られない」旨を明記する等の対策により、限定解釈のリスクを下げられる可能性があるともいえる。

「もの」のクレームの作成にあたっては、可能な限り、形成過程についての限定解釈の余地がない文言を用いることが理想的である。ただし、この意味において理想的な文言をみつけることが難しい場合でも、明細書の記載により限定解釈のリスクを下げるができる。

キーワード 特許、クレーム解釈(70条)、機械・構造

[担当] 深見特許事務所 高橋 智洋

[注記]

本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。